

医療機関等 各位

宮城県後期高齢者医療広域連合事務局長
(公 印 省 略)

令和 7 年 8 月からの後期高齢者医療資格確認書の取扱いについて

後期高齢者医療制度の運営につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
現在、令和 7 年 8 月 1 日から有効となる新たな資格確認書更新業務を行っておりますが、本業務の中で、資格確認書の記載事項が一部未記載であることが判明しました。

未記載の項目は、負担割合の「発効期日」ですが、「発効期日」記載の有無にかかわらず、当該資格確認書は 8 月 1 日から有効となるため、8 月 1 日以降の医療費につきましては、記載されている負担割合に基づいて、ご対応いただきますようお願いいたします。

なお、被保険者様への対応としましては、当広域連合ホームページ等により周知いたします。
御不明な点につきましては、下記担当課までお問合せください。
お手数をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

交付年月日が「令和 7 年 8 月 1 日」の
資格確認書 (オレンジ色)

後期高齢者医療資格確認書	
有効期限 令和 8 年 7 月 31 日	
交付年月日 令和 7 年 8 月 1 日	
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
被 保 険 者	住 所 仙台市青葉区上杉 1 丁目 2 番 3 号
	氏 名 広 域 太 郎 男
	生年月日 昭 和 2 5 年 4 月 2 5 日
資格取得年月日	令 和 7 年 4 月 2 5 日
負 担 割 合 発 効 期 日	1 割
限 度 区 分 発 効 期 日	
長 期 入 院 請 当 日	
特 定 疾 病 区 分 発 効 期 日	
保 険 者 番 号 並 び に 保 険 者 の 名 称 及 び 印	3 9 0 4 0 0 0 0 宮 城 県 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 印

負担割合の「発効期日」が未記載となっておりますが、記載された負担割合は、令和 7 年 8 月 1 日から有効となります。

宮城県後期高齢者医療広域連合事務局
担当：保険料課
電話：0 2 2 - 2 6 6 - 1 0 2 1